

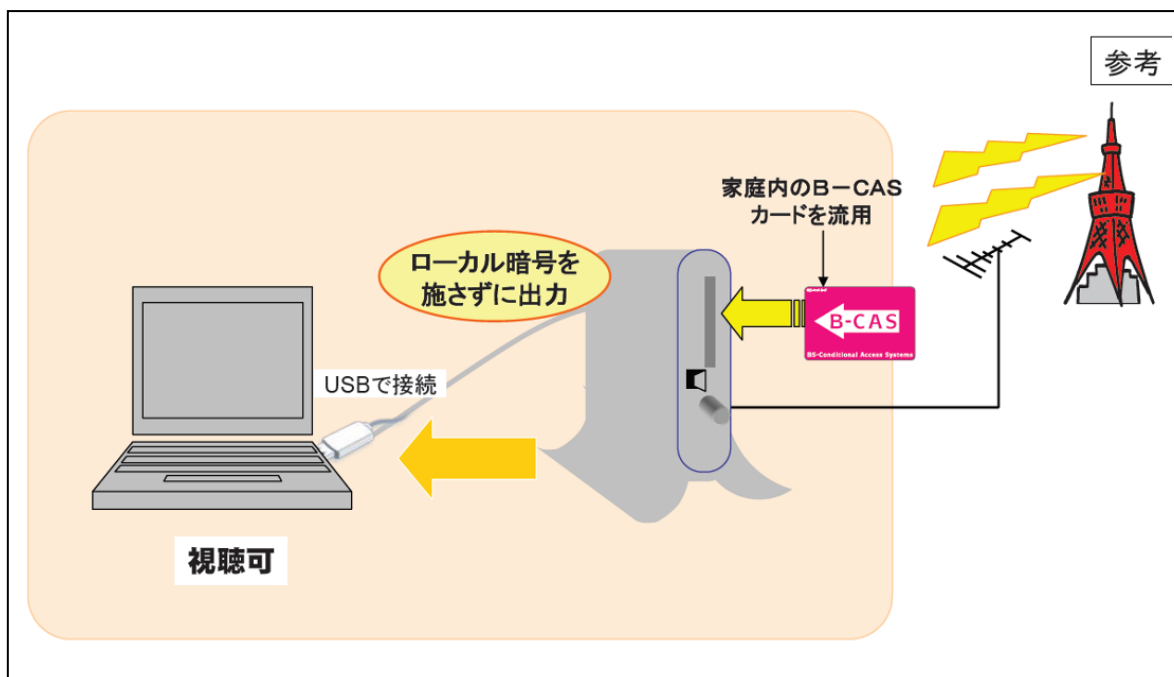
2010/3/12
大谷 和子¹

いわゆる「無反応機器」に関する事実関係の整理

2009年7月10日「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」（情報通信審議会中間答申）をとりまとめたデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会（第30回）（2007年12月27日）では、「デジタル放送波に多重されるコピー制御信号への無反応機対策」に関する事務局説明資料（下図）が配布されている。

同資料によれば「受信機器をUSBでPCに接続すると、MPEG2TSフォーマットのファイルとしてそのままハードディスクに保存される」仕組みであり、いわゆる浮遊B-CASカード等を利用して、「コピー制御」信号に反応せず、「コピーワンス」（当時の技術的エンフォースメント）を回避するものが検討対象となっていると考えられる。このようなツールに関する議論であれば、「コピー制御」に関する無反応機器の現行著作権法における適用可否を検討する必要があると思われる。

なお、現在、受信機器でスクランブル暗号を復号化する方式の機器も外国事業者によって日本国内に提供されていると聞かすが、一般的なアクセスコントロール回避機器に相当し、不正競争防止法により対応することが考えられるのではないかと。



（注）B-CAS スクランブルに対して無反応である場合には、スクランブルが解除できないことを意味する。

（注）MPEG2-TS:MPEG2 システムのフォーマットの一つ。Packetized Elementary Stream を多重化して伝送・蓄積する方式の一つに TS(Transport Stream)方式がある。

¹（所属：株式会社日本総合研究所）なお、本コメントは意見提出者個人の私的見解であり、所属機関の意見を代表するものではないことを申し添えます。

2. プロバイダに係る課題について

- (1) わが国の侵害対策フレームワークが技術革新に応じて新現象に対しても機動力を発揮してきたことに注目したい。

- ・2007年のファイル交換ソフトによる違法音楽ファイルの推定ダウンロード数
約5億300万ファイル【下記正規ファイル数を含めた547百万ファイルの92%】
- ・正規のパソコン向け音楽配信ダウンロード数
約4,400万ファイル【上記推定ファイル数を含めた547百万ファイルの8%】

H22/2/22 本WG資料1(社)日本レコード協会 (RIAJ)

「プロバイダの責任の在り方に関する当協会の意見」1頁より【】内筆者



「ファイル共有ソフトの「現在利用者」がインターネット利用者の9.1%という結果となり(2008年9月の調査では10.3%)、5年ぶりに減少しました。利用率低下の要因としては、本年6月12日に成立した改正著作権法(2010年1月1日施行)について、ファイル共有ソフトの「現在利用者」のおよそ4人中3人(74.7%)が何らかの認知をしているほか、「過去利用者」がファイル共有ソフトの利用をやめた理由のうち、「違法コンテンツのダウンロードが違法化されると聞いた」が15.6%であることなどから、違法配信からのダウンロードを違法とする著作権法改正の影響が少なからずあるものと考えています。」

2009/12/22(社)日本レコード協会の報道発表
(www.riaj.or.jp/release/2009/pr091222.html)



ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」の公表
3月よりメール送付等の啓発活動の開始

2010/2/8 CCIF

- (2) 他の法制度を運用する諸外国における侵害対策の実績もわが国と大差がない。

「IFPIは、(中略)海賊版楽曲に対する訴訟を起こすキャンペーンを展開するなどしてきた。だが、連盟の調査では、楽曲のデジタル配信の世界市場は、合法的なダウンロード(受信)が5%に対し、違法受信が95%もある。」(2010/1/25 朝日新聞)

IFPI estimates over 40 billion files were illegally file-shared in 2008, giving a piracy rate of around 95%.

(Page4 of IFPI DIGITAL MUSIC REPORT 2009: SUMMARY)
(www.ifpi.org/content/library/DMR2009-summary.pdf)

- (3) 権利者とプロバイダの協働関係を推進するため、現状の共同での協議会運営のほか、より実効性を高めるための役割分担(侵害情報の提供及び送信防止措置等)を明確に合意する覚書等の作成をも視野に入れる。
- (4) ネットワーク上の紛争解決等(知的財産権の侵害のみならず名誉毀損、プライバシー侵害等)の必要性に鑑み、長期的に匿名者からの法的救済を可能とする紛争解決制度を多角的に検討することが求められる。

以上